

# 造石山寺所の帳簿（上）

— 筆蹟の觀察と記帳作業の検討 —

An Attempt to Reconstruct the Order of Accounts for Building the Ishiyamadera Temple

Based on Graphological Observation and an Examination of Bookkeeping

山 本 幸 男

はじめに

天平宝字五年（七六二）十二月～六年八月の石山寺増改築工事（以下、造営と称す）と、同六年二月～十一月の同寺での写経事業を担当した造石山寺所の関係文書は、福山敏男氏の内容にもとづく整理分類研究、岡藤良敬氏の写本・写真からの検証研究、東京大学史料編纂所と宮内庁正倉院事務所の原本調査などにより、ほぼ原形に復されつつある。総紙数四〇〇余りの関係文書の中心をなすのは、日ごとの料物収納や下充、発給文書の案文などを書き留める帳簿類で、その分量は全体の約六割に及んでいる。これらは、石山寺での造営や写経の実態を伝える基本史料として内容の分析が進められ、多くの研究成果が蓄積されてきたが、帳簿の作成過程という帳簿研究の基礎的な問題については、まだ十分な検討が加えられていない状態にある。①帳簿記事のもとになる伝票や発給文書案の収集と整理、②筆・墨・紙・軸などの帳簿用料物の入手と帳簿本体の作成、③帳簿への諸事項の記入（記帳）といった帳簿作成過程の

解明は、造石山寺所の政所にあつて実務に従事する官人の動向を知る上でも、重要な意味を持つ作業といえるだろう。ただ、そのためには、全体から見れば微細な日常的業務に眼を向けなければならなくなる。しかし、官司なり国家なりが、こうした業務の積み重ねによって成り立っていることを念頭にすれば、それは決して局面だけを照射する作業にはとどまらないであろう。

帳簿から汲み取った価値をいかに古代史像に反映させるかは今後の大きな課題であるが、本稿ではそれに向けてのささやかな試みを、右に示した帳簿作成過程の③の点、すなわち比較的状况を把握しやすい記帳作業の検討を通して行なうことにしたい。対象とするのは、日ごとに記事を書き継ぐ次の一四点の帳簿である。<sup>③</sup>

- (A) 造石山寺所造寺料錢用帳（五年十二月二十四日～七年正月三十日）
- (A) 造石山寺所下錢帳（六年四月九日～二十日）
- (B) 造寺料雜物収納帳（五年十二月二十八日～六年二月二十六日）
- (C) 造石山寺所食物用帳（六年正月十四日～閏十二月二十九日）
- (D) 造石山寺所解移牒符案（六年正月十五日～七年六月十六日）
- (E) 造石山寺所雜材并檜皮及和炭納帳（六年正月十五日～七月二十二日）
- (E) 造石山寺所雜材納帳（六年正月十五日～二十八日）
- (F) 造石山寺所鉄充并作上帳（六年正月十六日～八月三日）
- (F) 造石山寺所鉄用帳（六年正月十六日～二月二十一日）
- (G) 造石山寺所雜物用帳（六年正月二十四日～七月二十七日）
- (G) 造石山寺所雜物用帳（六年正月十六日～二月十五日）
- (H) 造石山寺所雜材并檜皮及和炭用帳（六年三月四日～十月一日）

(I)米売価銭用帳(第二札)(六年八月十日〜九月二十四日)

(J)造石山寺写経所食物用帳(六年八月十二日〜十二月十三日カ)

原形に復された各帳簿の用紙とその背面の關係及び『大日本古文書(編年文書)』での掲載箇所は、後掲の「造石山寺所關係帳簿一覧表」(以下、一覧表と略記)に示しておいた。

以下では、まず帳簿の筆者を判定する作業から始め、次いでこれらの帳簿作成者の動向に留意しながら、右の一四点の帳簿がどのような状況の中で記帳が進められて行くのかを検討することにした。

### 一 帳簿の筆者

#### (I)書式と位置

料物の収納・下充記事を書き継ぐ造石山寺所の帳簿(D)解移牒符案を除く一三点は、(C)食物用帳を例に示すと次のような書式をとる(五ノ六〜七)。

十七日下米伍斗捌合白二斗  
黒三斗八合 乘米料留三升四勺

右常食料下用如件

主典安都宿称 領下道主

十八日下米深斗貳升陸合白一斗  
黒六斗二升六合 乘米分折留四升三合

右常食料下如件

又下米貳斗肆升黒

右仕丁土師嶋足正当月半食残米料日別八合

## 主典安都宿称 領下道主

(合点は省略した)

十七日条は、日付の下に本帳の主文である下米・乗米記事を掲げ、次行以降にその用途を示す「右」で始まる記事（以下、「右」記事と称す）、主典と領の位置が続く（改行の場合は、主文／「右」記事／位置のように記す）。主文を追加する場合は、十八日条のように「又」を冠して記し（以下、「又」主文と称す）、「右」記事／位置と書き継ぐ。最初の主文／「右」記事に位置を加え、「又」主文を書く例もある。各帳簿を通覧すると、主文と「右」記事を同一行に記すもの（以下、主文＋「右」記事のように記す）、「又」主文を何度も繰り返すもの、「右」記事や位置を省略するものなどが散見するが、その例数はさほど多くなく、いずれも主文／「右」記事／位置、主文／「右」記事／（位置）／「又」主文／「右」記事／位置を基本形とする展開ととらえることができる。

位置には、右の例のように必ずといってよいほど「主典安都宿称」（以下、主典位置と称す）と記されているが、その下に「雄足」と自署を加えるのはごくわずかである。これに対し領（案主）の場合は姓名を書く例が多く（以下、領位置と称す）、彼らが帳簿の作成者であったことを示している。しかし、すべての記事が位置部分に見える領、具体的には右の下道主と四月以降に登場する上馬養（後述）によって書かれていたのではなく、たとえば(A)造寺料銭用帳の二月十六日、三月八日、九日各条の位置に下道主が朱で、「道主」とのみ自署を加えたり、(B)雑材并檜皮及和炭納帳の三月十六日、十七日などの条で道主の自署を欠く例があるように、第三の筆者が存在していたことを伝えている。つまり、帳簿各条の筆者を簡単に位置に姓名を記す領とは見なせないわけで、主文・「右」記事の筆者が領であるかどうかの判定が必要になってくる。そこで以下では、正月十四日から八月二十三日にかけて日ごとの記事を書き継ぐ(C)食物用帳<sup>⑩</sup>を例にとり、写真より各条の筆蹟を観察し、その筆者の検討を試みることにしたい。これを通して第三の筆者とは誰なのか、他に第四、第五の筆者がいるのかどうかという問題も明らかになるはずである。

(2) 筆蹟の観察 (正月十四日～三月六日)<sup>①</sup>

筆蹟の判定は、観察者の感覚に負うところが大きく主観的になりがちである。また、多くの言葉を弄しても字形を直接示さなければ、それが誰の筆蹟であるかを読み手に伝えるのは難しい。それ故に、以下では、筆蹟の判定に客観的要素と具体性を加味するために、(C)食物用帳に類出する文字の中から比較的字形の特徴をとらえやすいものをいくつか選び、それぞれの字形を写真から敷き写して各条ごとに主文・「右」記事・位置別に提示し、筆者と推定される人物の書状等が残る場合は、それらのものとの比較を通して各条の筆者を判断していくことにしたい。<sup>②</sup>対象となる文字は、主文では「米」「黒(米)」「白(米)」「乘(米)」「塩」「海(藻)」「醬」「醬・酢」・「右」記事では「右」「料」「如(件)」、主典位置では「(安)都宿(祢)」で、領位置の場合は全体を示すことにする。なお、主文・「右」記事において、これらの文字が少数しか認められない場合は適宜他の文字で補うことにし、同一の文字が複数ある場合は、字形が相互に異なるものに限りもう一点加えて掲出しておく。

まず正月十四日から三月六日までの各条の筆蹟を示すと図1(1)のようになる。二月八日条「又」主文と十一日条主文の領位置には上馬養の姓「上」が見えているが、すべての領位置に「下道主」と記されているので、当該各条の筆者はこの下道主ということになりそうである。それが妥当かどうかを見るために、図2に示した道主の書状等の筆蹟と比較しておくことにする。書状等には、「黒」「乘」「塩」「滓」「都宿」が認められないので、残る一〇の文字がその対象となる。図2には、観察者の眼を通して「下道主」を除く各文字の字形をいくつか分類し、それぞれに記号(アルファベットの大文字)を付しておいた。図1(1)にも同様の記号を持つ文字がある(丸囲い及び括弧付きの記号については後述)が、これは図2との比較の結果、書状等の字形に類似すると見なしたものに相当する。主文の「米」と「右」記事の「如」に関しては、字形を二点提示した箇所があるが、そのうちの二つが書状等の字形、つまり道主の筆蹟に類似する場合は、他の一点もこれに准じ比較の基準としたものがある。たとえば、正月十七日条と十八日条、

二十五日条各主文の「米」の例でみると、いずれも片方がA型の字形であるので他方をそれぞれA<sub>1</sub>・A<sub>2</sub>・A<sub>3</sub>型とし、他の条で類似の字形があれば同様の記号(A<sub>1</sub>・A<sub>2</sub>・A<sub>3</sub>)を付していくという具合にである。これは、写真を見る限り各主文・「右」記事とも一筆のようであり、同一人による筆蹟の変化と見なせるからである。

図1(1)に示した比較の結果をもとに、主文の筆者を検討してみよう。まず、書状等の筆蹟に類似する字形が認められるのは、七四ある主文のうちで五六に及ぶ。類似の字形は、多くの場合一、二点であるが、写真によればこれら各主文は一筆であるため、いずれも下道主の筆と判断される。図中には、書状等の筆蹟の場合と同じ要領で、他の文字〔黒〕〔乘〕〔塩〕〔海〕についても字形をいくつかに分類し、丸囲いの記号を付しておいた(後述の「右」記事の場合も同じ)。残りの一八の主文については、〔黒〕〔乘〕〔塩〕〔海〕の文字を道主の筆と認められるものと比較すると、正月十六日条「又」主文の「塩」は同月二十八日条主文の「塩」に、同月十八日条「又」主文の「黒」は同月二十六日条「又」主文の「黒」にというように、相互に類似する字形のあることが知られる。図1(1)には、それぞれの当該字形のある条の日付を記しておいたが、二月二十六日条第一「又」主文にはこうした類似のものは認められない。しかし、ここに見える「酢」の文字を他日条のものとは比べると(図1(2)参照)、字形には大きな相違はなく筆遣いも似るので、これも道主の筆と判断できそうである。

主文がいずれも下道主によって書かれていたとなると、それに続く「右」記事も同筆ということになるだろう。これも図1(1)に示した比較の結果をもとに見ると、七〇ある「右」記事のうち六七のものに書状等の筆蹟に類似する字形が存在する。残る三記事についても、正月十九日条の場合は「料」が同月十八日条主文のものに、その他はそれぞれに見える「米」「食」「作」を他日条のものと比べると(図1(2)参照)、いずれも字形が類似しており同筆と判断される。

領位置の場合には、「下道主」の字形が一定しないものの、姓の「下」から名の「道主」に至る筆の運びはいずれも

一連のようであり、書状等の自署(図2参照)と比べても違和感はない。それ故、これらは道主の自署と見なしてよいだろう。正月十五日条の「案」、同月十六日～二十日条、二月八日～十一日条の「領」も字形及び運筆が書状等のものに類似するので、領位置はすべて道主の筆と判断される。主典位置については判定の基準を欠くが、この部分だけ別筆とは考え難く、また「都」の筆運び、とりわけ「下」の崩しのほとんどが「ア」のような状態になっていず、これも同筆と思われるので、これも道主の筆と見なしておきたい(位置の場合は、「都宿」の「都」に括弧付きの分類記号を図中に表記した)。

このように図1(1)(2)に示した正月十四日～三月六日にかけての各条の筆蹟は、下道主のものと判断される。以下、図1(1)と図2を道主の筆の判定基準とし、叙述の都合上、道主の筆を甲筆と称する。<sup>18)</sup>

### (3) 筆蹟の観察 (三月七日～四月四日)

三月七日条は、図1(3)に示したように主文と四つの「又」主文からなり、それぞれに「右」記事と位置が加わる形式をとる。このうち、主文と第一・第四「又」主文及びそれらの「右」記事と主典位置は字形の類似より、領位置の「下道主」は図1(1)と同様の筆遣いを持つので、いずれも甲筆と判断される。これに対して、第二「又」主文の領位置には「下」とのみあるだけで、第三「又」主文のそれには「下」の下に朱で「道主」と書かれており、各主文・「右」記事・主典位置の筆蹟も前後のものとは異なっている(図1(3)参照)。領位置に「下」もしくは「領下」とあって名を記さない例は、四月二日条「又」主文、五月二日条第二「又」主文、十六日条第三「又」主文でも認められる。「領下」とのみある七月一日条と二日条の場合も同様に見てよいだろう。図1(4)は、これら各条の「米」以下の文字を掲出したものであるが、その字形は図1(1)とは異なっており、いずれも下道主以外の人物の筆であることを示している。それらの主文・「右」記事・位置の字形には相互に類似するものがあり、甲筆とは異筆とした三月七日条第二・第三「又」

主文及びそれぞれの「右」記事・位置の文字の中にも、同様の字形（「米」「右」「料」「都宿」）が認められる（図1(3)（4）参照）。領位置に下道主が朱で名を加えたり、自署を欠く主文・「右」記事の筆は同一のようである。となると、その筆者が問題になってくるが、これについては、図1(5)に示した七月二十九日から八月六日にかけての各条が手懸りを与えてくれる。

この当該各条の領位置にも「領下」とのみあって道主の名が記されていないが、注意すべきは、その下にいずれも「注阿刀乙万呂」と書き込まれていることである。それは、筆の運びからして一筆で、図3に示した書状のものと比べても違和感はない。その阿刀乙万呂が、わざわざ「注」を冠して自署を加えたのは、下道主にかわって主文・「右」記事・位置を書いたことを注記する必要があったからであろう。乙万呂の書状は一通しか認められず、<sup>20</sup>比較の対象となる文字もわずかしかないが、この注記に信を置いて、七月二十九日から八月六日までの各条は乙万呂によって書かれたものと見なしておきたい。以下、図1(5)と図3を乙万呂の筆の判定基準とし、乙万呂の筆を乙筆と称する。

図1(5)と図3には、甲筆の場合と同じ要領で「米」以下の文字の字形をいくつかに分類し、それぞれに記号（片仮名のイロハ）を付しておいたが、この乙筆に類似する字形が図1(3)(4)にも存在する（イロハを付したもの）。対象となる文字がない三月七日条第三「又」主文の場合も、「肆」「耆」で比べるといわずれも字形が似ることが知られる（図1(6)参照）。主典位置の記号を持たないものでも、「都」の「ㇿ」の崩しが「ヤ」となっている点、「宿」の「ㇿ」がほとんど崩されずやや左下がり長く書かれている点など乙筆に通じる筆遣いが認められ、領位置の「領」の場合も「令」や「頁」の崩し方が図1(5)のものに類似する。残る領位置の「下」も、ここだけ異筆とは考え難いので、主典・領位置とも乙万呂の筆と判定しておきたい。<sup>21</sup>

阿刀乙万呂の姓名が記されているのは、図1(5)に示した各条だけであるが、右のように図1(3)(4)にも乙筆が確認されるので、乙万呂は三月から記帳にかかわっていたこと、また自らの姓名を記さずに記帳を行なう場合もあったこと



が知られる。

この乙筆は、次に示す図1(7)の三月八日から四月四日にかけての各条の中にも散見する。図中に示した記号をもとに主文の筆者を検討すると、五六ある主文の中で四八のものに甲筆と見られる字形が存在する。残る八主文のうち、三月二十四日条第一「又」主文の場合は、「酢」の字形を他日条のもの(甲筆)と比べると相互に類似することが知られる(図1(8)参照)。これに対し、三月十二日条主文、二十三日条「又」主文、二十六日条主文・第一「又」主文、四月二日条「又」主文には乙筆と見られる字形があり(四月二日条「又」主文は図1(4)参照。以下同じ)、三月十五日条第一「又」主文でも「肆」「肆」で比べると乙筆と判断してもよい字形が認められる(図1(8)参照)が、二十二日条主文では乙筆に次いで甲筆の字形が現われている<sup>23)</sup>。

「右」記事については、五五あるうちの四九の記事に甲筆に類似する字形が存在する。そのうち四八のものは甲筆の主文に対応しているが、三月十五日条第一「又」主文の場合は異なり、主文は阿刀乙万呂が、「右」記事は下道主が書き上げるといふ体裁をとっている。しかし、両者の筆が同一条の主文と「右」記事を書き分けるのはここだけで、先に乙筆と見なした五つの主文(三月十五日条第一「又」主文は除く)と、甲・乙両筆が交る三月二十二日条主文の「右」記事は、乙筆によって書かれている(図1(7)参照)。

五二の領位置には、四月二日条「又」主文の例を除けば、「下道主」あるいは「領下道主」「下道」<sup>24)</sup>と記されている。しかし、主文・「右」記事とも乙筆とした三月十二日条主文、二十三日条「又」主文、二十六日条第一「又」主文、四月二日条「又」主文、それに甲・乙両筆が交る三月二十二日条主文の場合は、主典位置と領位置の「領」も乙筆と見られ、それに続く「下道主」も図1(1)と比べると一筆とするにはやや不自然であるので、道主の筆は名の「道主」「道」のみ(四月二日条「又」主文には名はなし。図1(4)参照)、姓の「下」は乙筆と見た方がよいように思われる。三月二十六日条主文の場合は、主文・「右」記事とも乙筆であるが、主典位置は前記のような甲筆の筆遣いを持つので、

領位置とともに下道主の筆と判断される。主文・「右」記事が甲筆のものに対する残る四七の主典位置と四六の領位置も、図1(1)との相互比較より甲筆と見なすことができる。

このように、三月八日から四月四日にかけての各条では、領位置に下道主の姓名が記されているも、主文・「右」記事・主典位置と領位置の一部が乙筆で甲筆は名のみの場合や、主文・「右」記事もしくは主文が乙筆の場合があることが知られる。その例は多くないが、記帳実務の実態を見る上で留意すべき点といわねばならない。<sup>26</sup>

#### (4) 筆蹟の観察（四月五日～六月四日）

四月五日から二十日にかけての各条になると、図1(9)に示したように、領位置には下道主に代わって上馬養が登場し、全体の筆蹟も甲筆・乙筆とは異なるものが現われてくる。その筆者は上馬養のようだが、それが妥当かどうか図4に示した馬養の書状等の筆蹟と比べておくことにする。この図には、甲筆・乙筆の場合と同じく各文字の字形をいくつかに分類し記号（アルファベットの小文字）を付しておいた。図1(9)でもこれと類似する字形には同一の記号を付したが、それによると、三五ある主文の中で二一のものに馬養の筆蹟と見られる字形が存在する。図中には、甲筆の場合と同様に、他の文字についても丸囲いの分類記号を付しておいた（後述の「右」記事の場合も同じ）。これらの主文を残りのものと相互に比較すると、四月五日条第二「又」主文をはじめとする一一の主文にも類似の字形が認められる（日付のあるもの）。四月十五日条「又」主文の場合も「肆」の字形で比べると筆遣いが類似し（図1(10)参照）、右の三二の主文とともに馬養の筆と判断される。しかし、五日条第一「又」主文の場合は「米」「黒」「塩」の字形より下道主（甲筆）が、六日条第一「又」主文は「塩」の字形より阿刀乙万呂（乙筆）がそれぞれの筆者と見られる。

「右」記事では、四月六日条第一「又」主文のものを除けば、すべてにわたって馬養の筆蹟と認められる字形が存在する。例外とした六日条の「右」記事については決め手を欠くが、「如」の筆遣いと主文の筆蹟より乙筆と推定し

ておきたい。<sup>(17)</sup>

位置については、四月七日条以降から見ると、主典位置の「都宿」の字形は比較的安定しており、「都」の「卩」がやや丸味を持って「ヤ」と書かれている点、「宿」の「宀」が崩されることなく「佰」との均衡を保って書かれている点が共通する筆遣いで、いずれも同一人にかかる筆蹟と思われる。領位置の「領」については、一八あるうちの一二に馬養の筆蹟に類似する字形が認められるが、残りのものについても相互に比較すると同筆と見なしてもよい筆勢を持っている。従って、その下に続く「上馬養」も、図4のものと比較しても違和感はないので、いずれも馬養の自署と判断される。「右」記事と領位置が馬養の筆となると、その間に挟まる主典位置も同筆と見ることができ(位置の場合は、「都宿」の「都」に括弧付きの分類記号を図1(9)に表記した)。

これに対し、四月五日条と六日条の位置は複雑である。五日条第三「又」主文と六日条主文の場合は、主典・領位置とも七日条以降のものと比較しても馬養の筆であることに疑いはないが、先に乙筆とした六日条第一「又」主文・「右」記事の主典位置は、その筆遣いからして乙筆、領位置の「領上」も乙筆で、馬養の筆は名の「馬養」のみと思われる。図1(9)の当該部分を見ると、領位置の乙筆は「領下」と書いたあと「下」を「上」に訂正していることがわかる。同様のことは、五日条第一「又」主文の領位置にも窺えるが、こちらの方は主典位置とも馬養の筆と判断される。阿刀乙万呂(乙筆)と上馬養が領位置に最初「下」と書き込んだのは、これまでの記帳責任者が下道主であったからで、道主に代わって記帳を担当することになった馬養の立場が、実務の引き継ぎ途中のため、まだ定まっていなかったであろう。馬養一人に記帳が委ねられるのは、七日になってからと思われる。以下、図1(9)と図4を馬養の筆の判定基準とし、馬養の筆を丙筆と称する。<sup>(18)</sup>

四月二十一日から二十四日にかけての各条の領位置には、上馬養と下道主の姓名が並記されている(馬養は一部姓のみ)。しかし、図1(11)に示したように、主文では一〇あるうちの九に、「右」記事と主典位置ではすべてのものに甲

筆に類似する字形が認められる。領位置の「領」も筆遣いから甲筆と判断されるので、その下に書かれている「下道主」も自署と見てよいだろう。「上馬養」の場合は、図4や図1(9)の自署と比べると一筆とするにはやや不自然で、四月二十一日条第三「又」主文と二十二日条主文の領位置では「上」とだけ記されている点からすると、「馬養」だけが自署のようであり、「上」は甲筆と推定される。四月二十一日条主文は、「巷」の字形の相互比較より丙筆と判断される(図1(10)参照)ので、上馬養は、この主文を書いたあとで記帳を下道主に譲り、二十四日まで実務にかかわった関係で領位置に名のみを記したのであろう。

四月二十五日から六月四日にかけての各条になると、領位置には下道主の姓名(一部は姓のみ。図1(4)参照)だけが記されているが、筆蹟を追って行くと、ここでも阿刀乙万呂の筆(乙筆)が散見する。図1(12)より、乙筆に類似する字形が認められる主文をあげると、四月二十六日条第一・第二「又」主文、二十九日条「又」主文、五月二日条第二「又」主文(図1(4)参照)、四日条第二「又」主文、十六日条第三「又」主文(図1(4)参照)、六月三日条主文の七点になる。これらの「右」記事にも同様の字形が存在し、それに続く主典位置にも乙筆と見なしてもよい筆遣いが認められる。<sup>30)</sup>領位置の「領」も乙筆と見られることからすると、これまでの例より推して、下道主の筆は「道主」のみで「下」は乙筆と判断される。残る五五の主文には、いずれも甲筆に類似する字形が存在し、これに対応する「右」記事にも、五月十日条第二「又」主文のものを除けば、すべての記事に同様の字形が認められるので、いずれも甲筆と見なすことができる。例外とした五月十日条の分は乙筆のようである(図1(12)参照)、それに続く主典位置と領位置の「領下」も右の七点と同じく乙筆で、甲筆は「道主」のみと思われる。主文・「右」記事とも甲筆のものに対する残る四二の主典・領位置は、図1(1)の筆蹟と比較しても甲筆にかかることは明らかである。<sup>31)</sup>

## (5) 筆蹟の観察 (六月五日～閏十二月二十九日)

六月五日から十九日にかけての各条の領位置には、再び上馬養の姓名が現われる。図1(13)によると、二六ある主文のすべてに丙筆に類似する字形が認められ、「右」記事も二五のものに同様の字形が存在し、残る六月十五日条「又」主文も、「食」を相互に比較すると丙筆と見なしでもよい字形を持つことが知られる(図1(14))。主典・領位置の場合も、先の図1(9)(四月七日条以降)と比べても筆遣いに相違はないので、六月五日から十九日にかけての各条は、上馬養一人によって書き上げられていたものと判断される。

六月二十日から三十日条にかけての領位置の一部には、下道主と上馬養の姓名が並記されている(一部は姓のみ)。図1(15)より冒頭の二日分を見ると、二十日条の二つの主文と「右」記事には丙筆に類似する字形があり、主典位置と領位置の「領」の筆遣いも丙筆とみられるので、この条の筆者は馬養、道主の筆は領位置の「道主」のみと思われる。二十一日条では、主文と「右」記事は「黒」「右」などの字形より丙筆と判断されるが、主典・領位置はその筆遣いより甲筆のようである。残る二つの「又」主文とそれらの「右」記事、主典・領位置も、字形の類似より甲筆と見られる。二十二日から三十日までの各条では、主文・「右」記事ともに甲筆に類似する字形が認められ、それに対する主典・領位置も、図1(1)との比較より甲筆と判断される。六月五日から記帳を担当した上馬養は、二十一日条の主文・「右」記事を書いたあと下道主に記帳を譲り、その後もしばらく実務に関与していたようである。

七月一日条と二日条は前記のように乙筆(図1(4)参照)。図1(4)と次の図1(16)からすれば、上馬養は二日をもって実務から離れたものと思われる。

七月三日から二十八日にかけての各条になると、領位置には下道主の姓名のみが記されているが、ここでも先の三月八日～四月四日、四月二十五日～六月四日の間と同じく、乙筆にかかる記述がいくつか認められる。図1(16)より、乙筆に類似する字形を持つ主文をあげると、七月三日条「又」主文、四日条主文、六日条第二・第三「又」主文、七

日条の主文と第一・第二「又」主文、九日条第二「又」主文、十日条主文・「又」主文、十二日条第二「又」主文、十五日条の主文と六つの「又」主文、二十二日条第二「又」主文、二十三日条主文・第一「又」主文、二十八日条の主文と三つの「又」主文の二五点になる。これらの主文に対する二四の「右」記事は、二十八日条主文のものは「食」の字形の相互比較より(図1(4)参照)、他の二二記事は図中に示した「右」以下の字形の類似より乙筆と判断されるが、二十八日条第一「又」主文の場合は「如」の字形より甲筆と見られる。主典・領位置は、十五日条第三「又」主文と右の二十八日条第一「又」主文の場合は甲筆のようだが、他のものは、その筆遣いより主典位置と領位置の「領」は乙筆と判断されるので、「領」を冠しないものも含めて「下」は乙筆、「道主」のみが甲筆と思われる。

残る五一の主文とそれに対応する「右」記事の筆者は、五日条「又」主文の「右」記事の場合は「食」の字形の相互比較より(図1(4)参照)、他の場合は類似する字形の存在より甲筆と判断される。また、これらの主典・領位置も、字形の類似より甲筆と見なしても問題はないだろう。

七月二十九日から八月六日にかけての各条は前記のように乙筆(図1(5)参照)。

八月七日から二十三日にかけての各条では、領位置の一部に下道主と上馬養の姓名(一部は姓のみ)が並記されているが、主文と「右」記事は甲筆と乙筆によって書かれている。図1(4)より、乙筆に類似する字形を持つ主文をあげると、八月八日条第二「又」主文、九日条第二「又」主文、十日条主文、十一日条の主文と二つの「又」主文の六点で、これらに対応する「右」記事にも同様の字形が認められる。四つある主典位置と領位置の「領」も乙筆と見られ、甲筆は「道主」、丙筆は「馬養」のみで、姓の「下」「上」は乙筆と思われる。甲・乙・丙の三筆が同日条に現われるのは、(C)食物用帳ではこの八月十一日条だけである。残る九主文と、それに対する「右」記事と主典位置及び領位置の「領」には、甲筆に類似する字形があり、「下道主」も図1(1)との相互比較より甲筆と判断されるので、「上馬養」の場合は「馬養」のみが丙筆で、「上」は甲筆と思われる。<sup>33)</sup>

最後の閏十二月二十九日条は、その字形と筆遣いより甲筆と見てよいだろう(図1の参照)。下道主によって書き出された(C)食物用帳は、途中で阿刀乙万呂や上馬養に記帳が委ねられることがあったが、最終的には道主によって閉じられたようである。<sup>(5)</sup>

### (6) 観察結果の整理

以上、(C)食物用帳を例にとり各条の筆蹟を観察してきたが、それより得られる知見をまとめると次の五点になる。  
(一)食物用帳の筆者には、領位置に姓名を記す下道主(甲筆)と上馬養(乙筆)の他に阿刀乙万呂(乙筆)がいた。記帳を担当したのは、この三人である。

(二)阿刀乙万呂は、七月二十九日～八月六日の各条の位置部分の下に「注阿刀乙万呂」と姓名を記すだけであるが、その筆(乙筆)は、三月八日～四月四日、四月二十五日～六月四日、七月一日～八月十一日の各期間にも認められる。

(三)食物用帳の記帳責任者は、領位置にその姓名が最も多く登場する下道主と見られるが、領位置に「下道主」とあっても必ずしも道主が当該条を記していたわけではなく、乙万呂が記帳の一部を担当することがあった(ただし、(二)にあげた期間内)。その場合、道主は領位置に名のみを記すのが通例であった。

(四)上馬養は、四月七日～二十日と六月五日～十九日の各期間に記帳を一人で担当していた。四月二十一日～二十四日及び六月二十日～七月二日の間の領位置に姓のみが記されたり、名を自署するのは、記帳を下道主に譲ってからも実務に従事していたからであろう。

(五)八月十日条までは、同日条で甲筆と乙筆、甲筆と丙筆、丙筆と乙筆の組み合わせがあっても、三筆のそれは認められないが、同月十一日条では、乙筆が記帳主体となり、甲筆と丙筆が名を自署するという三筆の重なりが現わ

れる。

雑物の収納あるいは下充を書き継ぐ帳簿は、この他に一・二点存在する。それらの帳簿の筆者も、(C)食物用帳の場合と同様の手法を用いて検討を試みたが、ここでは煩を避けて、その結果だけを(C)の例も含めて表1に整理しておく。この表には、造石山寺所発給の解移牒符の案文を書き留めた(D)解移牒符案もあげておいた。<sup>56)</sup>

これをもとに、(C)食物用帳の筆者と、(C)とほぼ並行して作成された他の帳簿(1)米売価銭用帳・(J)写経所食物用帳は除く)の筆者を比較すると、先に(四)としてあげた点は、八月に入ると対象となる帳簿の点数が減少するのでここでは除くとして、(一)の点、すなわち記帳を行なったのは下道主・阿刀乙万呂・上馬養の三人であること、(三)の下道主の記帳の一部を阿刀乙万呂が担当していたという点は、他の帳簿においても確認することができる。しかし、(二)の乙万呂の記帳は、(A)造寺料銭用帳・(E)雑材并檜皮及和炭納帳・(F)鉄充并作上帳・(G)雑物用帳では(C)よりも早く正月中旬から二月上旬にかけて始まっており、(四)の上馬養による単独の記帳も(A)の場合は四月に認められないという相違点が見出だされる。これよりすれば、各帳簿は必ずしも足並みを揃えて作られていなかったことになるが、次節では各帳簿の作成状況を検討し、こうした記帳担当者の動向の持つ意味を考えることにしたい。

(以下、次号掲載)

## 二 帳簿の作成と書き換え

(1)下道主と阿刀乙万呂

(2)旧帳と新帳

(3)帳簿書き換えの目的

## 三 記帳状況

(1)Ⅲ期(三月十二日～四月四日)



- (2)Ⅳ期 (四月五日～二十一日)
- (3)Ⅴ期 (四月二十二日～六月三日)
- (4)Ⅵ期 (六月四日～二十一日)
- (5)Ⅶ期 (六月二十二日～八月九日)
- (6)Ⅷ期 (八月十日～十二月下旬)
- (7)Ⅸ期 (十二月下旬～七年六月)
- (8)小結

おわりに

註

- (1) 本稿では、宮内庁書陵部頒布の正倉院文書マイクロフィルム紙焼写真(A4版)、及び宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』(正集・統修・統修後集、八木書店、一九八八～一九七七年)所載の影印を写真と称する。
- (2) 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(同『日本建築史の研究(訂正版)』所収、綜芸舎、一九八〇年。初出は一九三三～三五年)、岡藤良敬『日本古代造営史料の復原研究——造石山寺所関係文書——』(法政大学出版局、一九八五年)「造石山寺所関係文書・史料篇」(『福岡大学総合研究所報』一〇〇〈別冊〉、一九八七年)「造石山寺所公文案帳の復原案・補遺」(『日本歴史』五二九、一九九二年)、東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』一(正集)二・(統修)三(統修後集)(一九八七・八八・九四年、東京大学出版会)、熊谷公男「古文書の調査」(『正倉院年報』五、一九八三年)、杉本一樹「古文書の調査」(『正倉院年報』九、一〇、一九八七・八八年)。その他に、西洋子「造石山寺所解移牒符案の復原について——近江国愛智郡司東大寺封租米進上解案をめぐって——」(関見先生古稀記念会編『律令国家の構造』所収、吉川弘文館、一九八九年)。

- (3) 阿藤前掲注(2) 著書の「結・Iまとめ」に整理されている表1(四六四〜四七五ページ)の数値による。
- (4) 詳細は、柴原永遠男「正倉院文書関係文献目録(1)〜(3)」(正倉院文書研究会編『正倉院文書研究』一〜三、吉川弘文館、一九九三〜九五五年)のCの項(北倉文書・石山寺関係文書・流出文書など)を参照。
- (5) 本稿では記帳状況をとりあげるため、造石山寺所雑様手実や屋壞運に関する継文、数値の記入が中心となる石山院大般若經充本帳は考察の対象から除いた。なお、文書名の表記は、東京大学史料編纂所編纂『大日本古文书(編年文書)』(一九〇一〜四〇〇年、東京大学出版会復刻)、『正倉院文書目録』に従った。
- (6) 以下帳簿名は、「造石山寺所」「造石山寺」を除いて表記する。
- (7) 一覧表に掲出した帳簿の文面を引用する場合は、『大日本古文书』の巻・ページ数のみを記し、反故文書の場合は、それを使用する帳簿の記号と紙数(例・D第23紙背)を付記する。それ以外の文書の場合は、巻・ページ数の他に正集以下の種別と巻次を示すことにする。
- (8) (C)食物用帳では、冒頭の正月十五日条の位置に案主とある以外は、肩書きを付す場合はすべて領と記している。(D)解移牒符案を除く各帳簿でも同様の傾向が認められるので、以下では領位置と称しておく。造石山寺所の関係文書では、案主と領が混用されている(具体的には下道主と上馬養の場合)が、案主の独自の役割については三の(8)を参照されたい。
- (9) 各帳簿の位置のあり方については、後掲の表1を参照。
- (10) 最終は閏十二月二十九日条であるが、主要記事は八月二十三日条で終わっている。
- (11) 帳簿の日付と記帳の日時は必ずしも一致しないが、以下では数日程度の誤差を念頭にした上で、帳簿の日付に従って考察を進めることにする。甚だしい誤差が認められる場合は、その都度本文や注で言及する。
- (12) 筆遣いからして一筆で、日下などに姓名を記す本人自筆の文書と認められるものである。もっとも、その判断も、観察者の眼に依拠するため主観的にならざるをえないが、内容が個人の行動にかかわるもの、つまり署名者自身が書いた可能性の高い文書を選ぶことで、少しでも客観性を加えようと試みた。なお、筆蹟は年の経過とともに変化する傾向にあるので、書状は天平宝字年間(七五七〜七六四)のものに限っている。

- (13) 図1に掲出する写真からの敷き写しは、それぞれの筆蹟の特徴をはぼとらえているにしても、微妙な筆捌きなどは正確に表現できていない。詳細は写真に抛られたい。なお、記帳状況を見る場合、訂正による加筆（誤字を擦消した上に、あるいは誤字に重ね書きをして正しい文字を書き加える）や追筆（記入漏れなどのために後に余白へ追加書きをする）にも留意しなければならぬが、写真からは訂正箇所（とりわけ擦消による加筆）の検出は困難であり、『正倉院古文書影印集成』では解説で言及されているが、現状では正集・統修・統修後集にとどまる）、追筆も見極めにくいところがある。それ故、本稿では、加筆や追筆についての判別は特に行っていない。ただ、後述のように、主文や「右」記事の場合はそれぞれ一筆と見なせるものがほとんどで（一部の例外については後述）、訂正による加筆があったとしても、それは本文を記した筆と同一のものと判断することができる。
- (14) 日ごとに記事を書き継ぐ帳簿では、その日の筆者の心持ちなどで筆勢は変化しがちであり、書状等のものと合致する字形は少数のものにしか見出だせない。それ故、偏や旁の崩し方、縦画の末尾の撥ねや横画の傾き具合といった筆遣いと、筆蹟全体から受ける印象をもとに、字形が類似することを指摘し、これをもって同筆判定の根拠とした。なお、判定の確度を高めるために、図1に示した筆蹟の敷き写しを通して各人の筆の特徴に通曉できるよう努めた。
- (15) 写真を見る限り、各条の主文や「右」記事はそれぞれ一筆である。従って、表示した五点の文字（「黒」「乗」「塩」「萍」は除く）のうち、一点でも書状等のものと字形が類似すれば、その主文もしくは「右」記事は道主の筆と判定することができる。この点は以下でも同じである。
- (16) 類似記号を持つ文字のある主文なり「右」記事との比較によって、新たに同筆の箇所を検出する方法を以下でも使用する（主典・領位署の場合も同じ）。
- (17) 正月十七日条主文の「領」には記号を付さなかったが、「令」の崩し方は十六日条や十八日〜二十日の各条のものと同じであり、甲筆であることが知られる。
- (18) 図1(1)、図2に示した甲筆の特徴を略記しておく。主文の「米」の場合は、第五・六画の筆遣いをもとに一〇の字形に分類したが、比較的多く現われる七点について見ると次のようになる。まず、第五画をやや右に撥ねた状態で示し第六画

を点(・)でとめるA型と第五画の撥ねを右に少し伸ばすB<sub>1</sub>型、第五画を第三画と第四画の交点から短く左下へ降ろし、第六画を第四画の末尾の撥ねの上あたりから右下へ降ろすB型と第四画を突き抜けて第六画が右下へ降ろされるA<sub>2</sub>型、第三画と第四画の交点付近から第五画は左下に短く、第六画は右下に太く長く降ろすA<sub>1</sub>型、同じく第三画と第四画の交点から第五・六画が傘のように左右に開くA<sub>3</sub>型と、その開きがやや平たくなるB<sub>2</sub>型などである。全体としては、やや骨太の安定感のある字体といえるだろう。「黒」は字形が安定しており、「…」をやや右上がりの横棒で引くのが書き癖と見ることが出来る。①・②型は横棒の長さで傾き具合に応じた分類である。「白」の場合は、帳簿での字体が小さく判別しにくいところがあるが、第二画が少し左に開いて降ろされる関係で第三画との接点を持たない傾向にある点(D・E型)、第三画がやや右上がりに引かれたあと第四画を第二画よりも長く下へ降ろす点(C・E型)などが筆遣いの特徴と見られる。「乗」は崩し書きで字形が安定している(◎型)が、五月十六日条以降になると字画を略さずに書く字体が現われてくる(図11⑬⑭などを参照)。「塩」の場合は、「土」をやや大きく記し、第二画が「皿」の第五画と同じ位置かそれよりも下に降ろされ、第三画を右上に撥ねる傾向にある。図では①②③型に分類したが、これらは主に「皿」の字形にもとづいている。「海」では、「ノ」を縦棒でもって降ろし、その末端を右上に撥ねて「毎」の第一画に続けるのが書き癖といえるのである。図では、「毎」の字形に従い三つに分類している。「醬」は字形が安定しており、「酉」の第一画を左斜め下に伸ばして書くのが特徴といえる(H型)が、「滓」の場合は事例が少なく、特徴がつかみにくい。次に、「右」記事の「右」の場合は、「ナ」と「口」が離れた状態にあるI型、「ナ」の第二画が長く伸ばされているJ型、「ナ」と「口」が比較的均衡がとれているK型、「ナ」の第二画が第一画を突き抜けていないL型などに分けられるが、全体として「口」の第二・三画が続け書きにされ、第三画が第一画にきっちりと付けられずに空きを作る点が特徴的な筆遣いと見ることが出来る。「如」では「女」を「セ」に崩し書きするP型、全体を「め」のように書くP<sub>1</sub>型が多く現われる。いずれも「口」は「ノ」のように崩されている。「料」の場合は、「米」の第六画と「斗」の第一・二画を続け書きにする傾向があり、「斗」は「斗」(M型)「斗」(O型)のように書かれている。全体の字形が安定しないので、図ではM・O型の抽出に限った。主典位置の「都」は本文に述べた通りであるが、図では「者」の字形に応じて(A)・(C)型に分類している。「宿」の場合は、「ノ」と

「佰」の「イ」を続け書きにする例が多く見受けられる。領位置の「案主」については事例が少なく特徴をつかみにくいが、「領」は比較的字形が安定しており、「令」を「ナ」「イ」のように崩し書きするのが特徴といえそうである。このように、甲筆の筆蹟を観察していくと字形の安定しない文字が多くあることが知られるが、それは日ごとの気分の揺れが大きいということであろうか。下道主の性格を伝えるものとして興味深いところがある。

(19) 下道主が朱筆で名のみを書き込むのは(C)食物用帳ではここだけであるが、同様の例は、(A)造寺料錢用帳・(E)雑材并檜皮及和炭納帳・(F)鉄充并作上帳でも認められる。後掲の表1及び注(56)を参照。

(20) 天平宝字六年の文書と推定される阿刀乙万呂啓(D)第76紙背、二十五ノ三三七)があるが、本文には乙万呂としかなく姓を記さないため、ここでは除外した。

(21) 図1(5)と図3に示した乙筆の特徴を略記しておく。まず、主文の「米」の場合は、甲筆と同じく第五・六画の筆遣いより八つの型に分けたが、基本的には第五画のみを第三画と第四画の交点に接して記すイ・ロ型、両画とも交点付近に接して書くハ・ニ・ホ・ヘ・ト型、両画とも点で表わすチ型の三類型にまとめることができる。軸となる第四画の縦棒がやや右に傾いて降ろされるのが、これらの字形の特徴といえるだろう。「黒」は、「...」を四つの点で表現しようとするもの(リ型)と横棒で示すもの(ヌ・ル型)に分けることができる。全体としては、甲筆よりも角ばった字体となっている。「白」の場合は、第一画と第二画をはなすもの(ワ型)と続け書きにするもの(フ型)とがあるが、字形はいずれも横長で、第四画は第二・三画の縦棒に接することなく書かれる傾向にある。「乗」は画数を略すことなく書かれ、第八・九画が点で示されるのが特徴といえる。「塩」は「土」の第三画をさほど大きく撥ねず、「皿」はやや右上がりに書かれている。「右」記事の「右」の場合は、「メ」と「ロ」の位置関係、「ロ」の筆遣いより七つの型に分けたが、全体的にやや右上がりに書かれている。「料」では、「斗」の画数を略さずに書く(ウ型)場合以外は、「ヤ」(ム型)「ヤ」(牟型)のように崩すのが書き癖のようである。「如」では、画数を略さずに書くもの(ノ型)と崩し書きのもの(才型)がある。後者の特徴は図1(5)からつかみにくいが、図1(4)や後掲の図1(7)(12)(16)に散見する乙筆からすれば、「女」をさほど崩さずに右上がりに書き、「口」を「々」のように崩すのが特徴といえそうである。主典位置の「都」については本文に記しておいたが、

図では全体の字形に応じク・ヤ型に分類している。「宿」は、「ム」を崩さずにやや左側に長く伸ばすのが特徴である。領位置の「領」は、「令」の字形で二つの型に分けたが、甲筆のように大きく崩さず、第一・二画と第三・四画を続けずに分けて書いている。乙筆の場合、甲筆のような字形の揺れは余りなく、全体的に筆はやや細身といえそうである。

(22) (J)写経所食物用帳でも同様の例が認められる。後掲の表1及び注(74)を参照。

(23) この主文の「右」記事と主典位置、「領」は後述のように乙筆であるので、主文に見える甲筆は追筆と思われる。(C)食物用帳では、主文で両筆が交るのはここだけのようである。

(24) 下道主が名の「道主」を「道」としか記さない例は、(C)食物用帳では四月四日条「又」主文、七月二十八日条第三「又」主文(以上、表1(7)(6)参照)、(D)解移牒符案では二月五日付、二月三日付、三月十七日付の造石山寺所符案でも認められる。対外的な文書の場合とはかく、こうした帳簿などの内部文書では、名の一部の表記でも通用する慣行があったようである。天平宝字二年に行なわれた金剛般若経一二〇〇巻書写の料紙納帳や料錢下充帳などの文面に、佐伯里足と上馬養が朱筆で封を記すに際し、「封里」「封足」「封馬」のように名を略すのも同様の傾向と見られる。拙稿「正倉院文書に見える「鳥の絵」と「封」——写経所案主佐伯里足の交替実務をめぐって——」(『続日本紀研究』二八〇、一九九二年)参照。

(25) 三月二十六日条第一「又」主文の領位置「領」には記号を付さなかったが、「頁」の崩しが図1(5)に示した八月三日条主文のものに通じることから乙筆と推定しておきたい。以下、全体の字形が類似しなくても「令」「頁」の崩し方より乙筆と見なす場合がある(この点は甲筆の場合も同じ)。

(26) 甲筆は位置の名のみで他は乙筆という場合は、記事内容によって乙筆が記帳を分担していた結果と見ることができ(この点については後述)。主文のみが乙筆の場合は、記帳の途中で甲筆に交替したからであろうか。

(27) 図1(5)と図3の「如」からは類似点を見出しにくいのが、同じく乙筆と判断される後掲図1(6)の七月七日条第一「又」主文、十五日条第六「又」主文、二十八日条第三「又」主文のものと比較すると、いずれも字形が類似することが知られる。

(28) 後述のように、(D)解移陳符案・(E)雜材并檜皮及和炭納帳・(F)鉄充并作上帳・(G)雜物用帳・(H)雜材并檜皮及和炭用帳の各帳簿でも四月五日条から上馬養の筆が見え出すが、(F)・(G)・(H)の三帳では、四月六日条より馬養一人に記帳が委ねられている。馬養の他の帳簿への記帳状況については、後掲の表1及び三を参照。

(29) 図1(9)と表4に示した丙筆の特徴を略記しておく。主文の「米」の場合は、第五・六画を第三画と第四画の交点もしくはそのやや下から左右にはほぼ同じ長さに引くa型と、第五画を短かく第六画を長く引くa・b型が多く現われる。「黒」では、「...」を横棒で示し、その右端を左下へ少し返す筆遣いが認められるが、図では「里」の第五画がこの横棒に接するかどうかでb型とb<sub>1</sub>型に分類している。「白」の場合は、そのほとんどが第一〜三画を続け書きにし、第四・五画を一つの点で示している。「乗」の字形は乙筆のものに似ているが、丙筆では全体的に縦長になっている。「塩」は、「盥」の崩しが丸味を帯びるのが特徴で、図ではその字形に従って二つの型に分類している。「海」「醬」「滓」の場合は、画数をさほど略さずに書かれており、「海」では「毎」の第一・二画が前に突き出るように書かれる点、「醬」では「酉」の崩しが「白」に通じる点、「滓」では「辛」の第七画が下へ長く伸ばされている点が特徴的な筆遣いと見ることが出来る。「右」記事の「右」の場合は、「ナ」と「ロ」が離されて書かれる傾向にある点、「ロ」が右上に引き上げられるように書かれる点とその特徴といえる。「料」は全体の字形より二つの型に分類したが、「斗」の第四画が下に長く伸ばされるのが共通する筆遣いである。「如」の場合は、画数を略さずに書くh型が多く現われる。この字形は乙筆のノ型に似るが、丙筆では「女」の第一画が左側に折り曲げられず右下にそのまま降ろして書かれている。主典位置については本文で言及した通りである。図では、「都」を「者」の字形に応じて(a)・(b)型に分類している。領位置の「領」は、「令」と「頁」を続け書きにする傾向があり、「頁」の第一画を「令」の第一画よりも上の位置から書き始めるのが特徴的な筆遣いといえる。全体的に見て、丙筆の筆蹟は安定しており、字体は甲・乙両筆よりも小振りで、繊細な印象を受ける。

(30) 五月四日条第二「又」主文の場合は「都」の判定が難しいが、ヤ型のように「卍」を崩していないことから、これも乙筆と見なしておきたい。

(31) 四月二十八日・五月一日各条主文の主典位置は、「宿」の字形より甲筆と判断した。

- (32) 七月十五日条第三「又」主文の場合は、「宿」の字形による。
- (33) 八月十一日条第二「又」主文の「領」は、左半分に白い紙がかかっている関係で敷き写していないが、「頁」の崩しより乙筆と見なすことができる。
- (34) 八月二十三日条の領位置「領上」は、写真が暗く敷き写せなかったが、「令」の崩しより甲筆と見ることができ。この点は、次の閏十二月二十九日条領位置「領下道主」の場合も同じである。
- (35) 図には示さなかったが、末尾に(天平宝字七年カ)八月十三日付で記された造寺料の海藻・滑海藻用残注文(朱筆)は、目下に姓名を加える下道主の筆によるものと思われる。
- (36) 各帳簿の筆蹟判定には、本節でとりあげた(C)食物用帳の観察結果を用いたが、この他に各帳簿に頻出する文字も判定の基準としている。順にあげると、(A)造寺料錢用帳・(A)下錢帳・(I)米元価錢用帳は「錢」、(B)造寺料雜物収納帳・(E)雜材并檜皮及和炭納帳・(E)雜材納帳は「納」、(D)解移牒符案は「石山院」、(F)鉄充并作上帳・(F)鉄用帳は「鉄」「作」などである(他の四帳簿では特になし)。
- (37) 同日条で甲・乙・丙の三筆が重なる例は、(I)米元価錢用帳の八月十二日条、(J)写経所食物用帳の八月十二日、十三日条でも認められる。これは、造営の終了にともない下道主と阿刀乙万呂が八月十日頃から写経所の実務に関与するためと考えられる。この点については三の(6)を参照。







二日	又	三月一日	又	三十日	又	二十九日	又	二十八日	又	二十六日	二十四日	二十三日	二十二日	二十三日	又	二十一日	十九日	又	十八日	
A <sub>2</sub> 米 ④ 星 白 海 H 醬	A <sub>5</sub> 米 A ④ 星 ⑤ 白 ③ 赤 海	F 海	米 ④ 星 2.18	A 米 ④ 星 海	A <sub>5</sub> 米 ⑤ 星 C 白	B 米 ④ 星 白 赤 ⑤ 海	米 ④ 星 2.29 主 白 赤 2.26 海	B <sub>2</sub> 米 ⑤ 星 ① 海	米 ④ 星 2.29 海	米 A ⑤ 星 海	米 A <sub>6</sub> 米 B <sub>1</sub> ④ 星 白 C 赤 ③ 海	A 米 ④ 星 C 白 ③ 赤 F 海	A 米 ④ 星 海	米 ④ 星 2.26 主 白 赤 海	A <sub>6</sub> 米 A ④ 星 ③ 赤 海	海 3.6	A <sub>6</sub> 米 A ④ 星 ③ 赤 F 海	海 2.7	A 米 ⑤ 星 海 ③ 赤	
K 右 P <sub>1</sub> 如	④ 右 新 P <sub>1</sub> 如	J 右 如	K 右 P <sub>1</sub> 如	J 右 M 科	O 科 P <sub>1</sub> 如 P <sub>1</sub>	J 右 O 科	I 右 O 科	I 右 Q 如	J 右	J 右 科	K 右	J 右 O 科	J 右 N 科	K 右 O 科	J 右 白 如	K 右	右 O 科	J 右 P <sub>1</sub> 如	K 右 O 科	右 如
(B) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之		(B) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之	(A) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之	(C) 如 右 下 道 之		(B) 如 右 下 道 之	(C) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之	(C) 如 右 下 道 之	(C) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之	(B) 如 右 下 道 之

天平宝字 六年		主文		「右」記事		位署	
収	収	収	収	三月七日	三月七日	三月七日	三月七日
A	A	A <sub>1</sub>	A	米	米	米	米
果	果	米	米	黒	黒	白	白
④	④	*	*	乗・塩・醬・海・滓	乗・塩・醬・海・滓		
D	D						
白	白						
③	③						
三	三						
⑤	⑤						
塩	塩						
④	④						
右	右	右	右				
O	O	O	O				
科	科	科	科				
ハ	ハ						
④	④						
都	都						
宿	宿						
①	①						
下	下						
通	通						
之	之						

図1(3) 三月七日(\*印は、写真から数き写せなかつた文字を示す。以下も同じ)

二月二十六日条第一「又」主文		正月十八日条「又」主文の「右」記事		二月十八日条主文の「右」記事		二月二十六日条主文	
収	収	収	収	収	収	収	収
A	A	A <sub>1</sub>	A	米	米	米	米
米	米	米	米				
④	④						
三	三						
⑥	⑥						
塩	塩						
④	④						
右	右	右	右				
O	O	O	O				
科	科	科	科				
ハ	ハ						
④	④						
都	都						
宿	宿						
①	①						
下	下						
通	通						
之	之						

図1(2)

五日		又		三日		収		収		収	
B	B	A <sub>1</sub>	A	A <sub>1</sub>	A	B	A <sub>5</sub>	A	B	A	A
米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米
B <sub>1</sub>	B <sub>1</sub>										
④	④										
三	三										
⑥	⑥										
塩	塩										
④	④										
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右
O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O
科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
④	④										
都	都										
宿	宿										
①	①										
下	下										
通	通										
之	之										



圖1(4) 四月二日・五月二日・十六日・七月一日・二日

天平宝字 六年		主 文		「右」記事		位 署	
四月二日又	ハ米	黒	白 乘 塩 醬 海 滓	右	料 如	都宿	(領位署)
五月二日又	ハ米			右	ム料	ケ	宿 下
十六日又	チ米			右	＊	カ	宿 下
七月一日	ハ米	リ	黒	右	ム料	カ	宿 上
又	ハ米			右	ム料		
又	ハ米			右	ム料		
二日	ハ米	リ	黒	右	ム料	カ	宿 上

圖1(5) 七月二十九日・八月六日 (△印は訂正による加筆であることを示す。)

七月二十九日	イ米	リ	△黒	△	白	カ	赤	塩	右	ム料	カ	宿 上
又	ロ米								右	ム料		
又	ハ米								右	ム料		
八月一日	ニ米	ハ	ヌ	△	○	カ	赤	塩	右	ウ料		
二日	ハ米	リ	黒	シ	白	カ	赤	塩	右	ム料		
又	ホ米								右	ム料		
三日	ハ米	ハ	ル	ワ	白	カ	赤	塩	右	キ料		
四日	ハ米	リ	黒	ワ	白	カ	赤	塩	右	キ料		
五日	イ米	リ	黒	ワ	白	カ	赤	塩	右	ム料		
又	ト米								右	ム料	オ	心
又	チ米								右	ム料		
六日	ハ米	イ	ル	ヨ	白	カ	赤	塩	右	ム料		



道石山寺所の帳簿

二十七日	又 A <sub>5</sub> 米 C 白 ◎ 五 ◎ 塩	B 米	H 替 ◎ 塩	J 右 新 ハ	(B) 智 下道主
二十六日	又 A 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	J 右 新 ハ	(A) 智 下道主
二十五日	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	K 右 新 ハ	(A) 智 下道主
二十四日	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	K 右 新 ハ	(B) 智 下道主
二十三日	又 A <sub>2</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>2</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>2</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	J 右 新 ハ	(B) 智 下道主
二十二日	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	J 右 新 ハ	(C) 智 下道主
二十一日	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	J 右 新 ハ	(C) 智 下道主
二十日	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	K 右 新 ハ	(B) 智 下道主
十九日	又 A 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A 米 ◎ 五 ◎ 塩	J 右 新 ハ	(B) 智 下道主
十八日	又 A 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A 米 ◎ 五 ◎ 塩	K 右 新 ハ	(C) 智 下道主
十七日	又 A <sub>1</sub> 米 A <sub>2</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 A <sub>2</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A <sub>1</sub> 米 A <sub>2</sub> 米 ◎ 五 ◎ 塩	J 右 新 ハ	(A) 智 下道主
十六日	又 A 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A 米 ◎ 五 ◎ 塩	又 A 米 ◎ 五 ◎ 塩	J 右 新 ハ	(A) 智 下道主











十一日	双 米	又 A <sub>2</sub> 米	十日 A <sub>1</sub> 米	又 B 米	九日 B <sub>2</sub> 米	八日 B 米	七日 A 米	六日 不 米	又 A <sub>1</sub> 米	五日 米	双 ハ 米	又 米	四日 米	三日 米	五月一日 B <sub>2</sub> 米	又 ハ 米	二十九日 米	二十八日 米
C 白 ◎ 赤	C 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	D 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	D 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	E 白 ◎ 赤	ヲ 白	C 白 ◎ 赤	白 ◎ 赤
I 吉	タ 右 △ 科 ハ	K 右 M 科	J 右 P ハ	J 右 P ハ	J 右 M 科	右 N 科	J 右 科	J 右 科 P <sub>1</sub> ハ	右 科 P <sub>1</sub> ハ	J 右 P <sub>1</sub> ハ	J 右 O 科 P <sub>1</sub> ハ	右 M 科 P <sub>1</sub> ハ	*	*	J 右 M 科 P <sub>1</sub> ハ	J 右 科 P <sub>1</sub> ハ	J 右 科 P <sub>1</sub> ハ	右 N 科 P <sub>1</sub> ハ
(C) 知 カ 下 道 主	ク 知 ケ 下 道 主	(B) 知 下 道 主	(B) 知 下 道 主	(B) 知 下 道 主	(C) 知 下 道 主	(B) 知 下 道 主	(A) 知 下 道 主	(A) 知 下 道 主	(A) 知 下 道 主	(C) 知 下 道 主	(C) 知 下 道 主	(A) 知 下 道 主	(A) 知 下 道 主	(A) 知 下 道 主	(C) 知 下 道 主	(C) 知 下 道 主	(B) 知 下 道 主	(A) 知 下 道 主

(図1(4)に掲出)



圖 1 (續) 六月五日(十九日)

十日	④ 米 b <sub>1</sub> 星 c 白 ④ 赤 ④ 塩	d 右 f 科	(a) 和名 i 伊上馬養
九日	⑤ 米 星 c 白 ④ 赤 ④ 塩	d 右 g 科	(a) 和名 上馬養
又	② 米 星 c 白	d 右	(b) 和名 上馬養
八日	⑥ 米 b <sub>1</sub> 星 c 白 ④ 赤 ④ 塩	d 右	
又	② 米 星 c 白 ④ 赤 ④ 塩	d 右 f 科 h 上	(b) 和名 上馬養
七日	② 米 星 c 白 ④ 赤 ④ 塩	d 右 f 科	(b) 和名 上馬養
又	② 米 星 c 白 ④ 赤 ④ 塩	d 右	(a) 和名 上馬養
六月五日	⑥ 米 b <sub>1</sub> 星 c 白 ④ 赤 ④ 塩	d 右 f 科	(a) 和名 i 伊上馬養

又	A <sub>5</sub> 米 E 白	K 右	(A) 和名 下道之
二十六日	A <sub>1</sub> 米 A <sub>B</sub> 米 星 白 赤 ④ 塩	J 右 O 科	(A) 和名 下道之
二十七日	A <sub>5</sub> 米 A 米 星 白 赤 塩		
二十八日	A <sub>6</sub> 米 A 米 星 白 赤 塩		
二十九日	米 A 星 白 赤 ④ 塩 ④ 塩	J 右 O 科	(B) 和名 下道之
又			
六月一日	米 B 星 白 赤 ④ 塩	K 右 M 科	(A) 和名 T 伊下道之
二日	米 A 星 B 星 白 赤 ④ 塩	K 右 M 科	(A) 和名 T 伊下道之
又	A <sub>1</sub> 米 E 白	K 右 P 上	(A) 和名 伊下道之
三日	ハ 米 リ 星 白 赤 塩	ソ 右 M 科 ハ 上	ク 和名 マ 伊下道之
又	A <sub>1</sub> 米 星 白 赤 塩	I 右 M 科	(A) 和名 下道之
四日	A <sub>1</sub> 米 B <sub>1</sub> 米 星 白 赤 塩	I 右 M 科	(B) 和名 下道之







圖1(6) 七月一日〜二十八日

天平宝字 六年		主 文		「右」記事		位 署	
米	黒	白	乘・塩・醬・海・滓	右料	如	都宿	(領位置)
(圖1(4)に掲出)							
七月二日	三日 A 米	④ 里	C 白	米	〇 料	P 如	(A) 都宿 T 下道三
	又 八 米		ワ 白		右 料		ク 都宿 ケ 飯下道三
	四日 ト 米	里	ワ 白	乗	右 料	*	ク 都宿 台 下道五
	五日 A 米	④ 里	D 白	〇 示	右 料		(B) 都宿 T 飯下道三
	又 A 米 A <sub>1</sub>		自	〇 示	右		
	六日 A 米	里	⑥	白 D	示 〇	右 料	
	又 B <sub>1</sub> 米		E 白	〇 示	〇 示	右 料	(A) 都宿 飯下道三
	又 米 米へ	里	リ	乗	右 料		ク 都宿 下道三
	又 米	ル 里		米	右 料		ク 都宿 下道三
	七日 ト 米	リ 里	ワ 白	カ 乗	右 料		ク 都宿 下道三
	又 イ 米		ワ 白	カ 乗	右 料		ク 都宿 下道三
	又 米	リ 里		ヨ 塩	右 料		ク 都宿 下道三
	又 A 米	⑤ 里		E 白	右 料		(A) 都宿 下道三
	又 米	④ 里	白	〇 示	右 料		(B) 都宿 下道三
	又 A 米	白	〇 示	塩	右 料		(B) 都宿 下道三
	九日 B 米	里	⑧ D 白	〇 示	右 料		
	又 A 米	E 白	〇 示	〇 示	右 料		(B) 都宿 下道三
	又 米	ワ 白			右 料		ク 都宿 下道三

造石山寺所の帳簿

十六日	収					十五日	収			十四日			収		収		十二日		十一日		十日	
A米	ト米	収ハ米	収米ハ	収ハ米	収ハ米	ハ米	収	A米	A <sub>6</sub> 米	B米	B <sub>1</sub> 米	A米	A米	A <sub>1</sub> 米	A <sub>2</sub> 米	A米	又ホ米	ホ米	ホ米	ホ米	ホ米	ホ米
④星		ル星		リ星		リ星	④星		④星	④星	④星	④星	④星	④星	④星	④星	④星	④星	④星	④星	④星	④星
白	ワ白	カ	カ	カ		カ	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
◎赤		カ垂	カ垂	カ垂		カ垂	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤	◎赤
塩		ヨ塩	ヨ塩	ヨ塩		ヨ塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩	◎塩
I右O料	タ右	タ右△料	タ右△料	タ右△料	右△料	右△料	J右	J右△料	J右M料	I右	J右O料	J右	J右	J右O料	J右△料	J右M料	ナ右△料	ナ右△料	ナ右△料	ナ右△料	ナ右△料	ナ右△料
	カ			カ	カ 7.7又		Pカ															
	ヤ都右			右		ク都右	(B)右			(B)右	(B)右				(A)右	都右	ク都右	ク都右	ク都右	ク都右	ク都右	ク都右
	下通三			下通三		下通三	下通三			下通三	下通三				T下通三	T下通三	下通三	下通三	下通三	下通三	下通三	下通三

造石山寺所の帳簿

又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	又	
ハ米	ハ米	ハ米	A <sub>5</sub> 米茶	A <sub>5</sub> 米茶A	B米	A <sub>5</sub> 米	A <sub>5</sub> 米茶	A <sub>1</sub> 米	B <sub>2</sub> 米茶A	又	B米	A米	A米	米茶A	A米	A米茶B <sub>1</sub>	B米茶A	B米茶A	A <sub>1</sub> 米茶A	又	又
ル	ル	ヨ	里	里	上	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
シ	シ	白	白	白	C白	白	白	白	C白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
カ	カ		茶	茶		茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶
ヨ	ヨ	塩	塩	塩		塩	塩	塩		塩	塩	塩	塩	塩	塩	塩	塩	塩	塩	塩	*
ナ	名	タ	J右	J右M料	右	K右	右	J右O料	J右	右	J右	J右	J右	J右	右	J右	J右M料	K右	J右O料	J右O料	J右O料
ム	ム		料	料	P <sub>1</sub> 右	右	右	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料
ク		ヤ	(B)右				(A)右		(B)右	右	(B)右	(B)右				(B)右		(A)右		(A)右	(A)右
マ		ケ	T				T		T	右	T	T				T		T		T	T
下		銀	下				下		下	下	下	下				下		下		下	下
道		道	道				道		道	道	道	道				道		道		道	道
主		主	主				主		主	主	主	主				主		主		主	主

八月七日		八月		九日		双		双	
As	A1	A	As	B	B	As	B	As	B
米	米A	米	米	米A	米A	米	米	米	米
*	星 <sup>Ⓢ</sup>	E	星	D	星	星	星	星	星
D	白D	白	白	白	白	白	白	白	白
素	素	素	素	素	素	素	素	素	素
粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒
K	J	J	K	I	J	J	I	J	K
右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新
(A)	(B)	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)
知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右
T	T	T	T	T	T	T	T	T	T
下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之

七月二十九日  
八月六日  
七月二十九日  
八月二十九日  
八月二十九日

(図1(5)に掲出)

二十八日		又		又		又		又		又		又		又		又		又	
B1	A	B1	A	B1	A	B1	A	B1	A	B1	A	B1	A	B1	A	B1	A	B1	A
米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米
星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>	星 <sup>Ⓢ</sup>
C	白	C	白	C	白	C	白	C	白	C	白	C	白	C	白	C	白	C	白
素	素	素	素	素	素	素	素	素	素	素	素	素	素	素	素	素	素	素	素
粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒	粒
I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新	右新
(C)	(B)	(C)	(B)	(C)	(B)	(C)	(B)	(C)	(B)	(C)	(B)	(C)	(B)	(C)	(B)	(C)	(B)	(C)	(B)
知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右	知右
T	T	T	T	T	T	T	T	T	T	T	T	T	T	T	T	T	T	T	T
下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之	下道之

造石山寺所の帳簿

閏十二月二十九日	二十三日	十九日	十三日	十二日	双	双	十一日	十日
A 米	A 米 ⑧ 里	B <sub>1</sub> 米 ⑧ 里	B 米 ⑧ 里 D 白	A <sub>1</sub> 米 里	双 ハ 米 ワ 白	双 ハ 米 里 ワ 白 海 ヨ 塩	ハ 米 ル 里 ワ 白 寺 ヨ 塩	ハ 米 ル 里 ワ 白 カ 桑 塩
J 右	J 右 P <sub>1</sub> 切	J 右	K 右	K 右	タ 右	タ 右 △ 料 ノ	タ 右 △ 料	タ 右 料
丁 右 (額下進主) *	⑧ 切 (額上) *	⑧ 切 丁 俵 上馬養 下進主	⑧ 切 丁 俵 上馬養 下進主	⑧ 切 丁 俵 上馬養 下進主	額 字 (額) * 下進主	ク 俵 字 ケ 俵 上馬養 下	ヤ 俵 字 マ 俵 下進主	普 字 マ 俵 下進主

表1 帳簿の取戻一覧

- (注) 1. 主文(「又」主文も含む)・「右」記事の筆蹟は「主・右」の項(⑩)解移簿符案の場合は「本文」の項に、主典・領位置の筆蹟は「位置」の項に順に示した。甲は下道主、乙は阿刀乙万呂、丙は上馬兼の筆蹟であることを意味する。  
 2. 主文・「右」記事が何度か繰り返されたあとで位置がくる場合は、2甲、3乙のようにその回数を示した。  
 3. 主典位置に安部雄足が名(雄足)を自署する場合は\*印を付した。領位置では、肩書きの領もしくは案主も含めて姓名とも自署の場合は、㊦(下道主)・㊧(上馬兼)、主典位置の筆者によって肩書きと姓が記されるのみが自署の場合は(S)・㊦、自署がない場合は、S・Kのように示した。阿刀乙万呂は位置欄に姓名を記さないが、欄外に「注阿刀乙万呂」と自署する場合は、「位置」の項の右端に㊦と記した。なお、⑩解移簿符案の「位置」の項に示した※印は、主典位置の筆者によって下道主・上馬兼以外の人物の姓名が記されていることを意味する。  
 4. 過ぎた日の衆文(⑩では衆文)が追記されている場合は、「主・右」の項にその日付を〔 〕内に示した。日付の欠失する場合は、〔 〕でもって、その位置を推定した。なお、△印は朱筆、□は欠失を示す。月数の丸囲いは閏月を示す。

天平字 年・月・日	(A)造寺料銭用帳		(B)造寺料雑物 取納帳		(C)食物用帳		(D)解移簿符案		(E)雑材并絵皮及 和炭納帳		(F)鉄充并作上帳		(E')雑材納帳		(F')鉄用帳		(G)雑物用帳	
	主・右	位置	主・右	位置	主・右	位置	本文	位置	主・右	位置	主・右	位置	主・右	位置	主・右	位置	主・右	位置
5.12.24	甲	甲	甲	㊦	甲	甲												
6.28	甲	甲	甲	㊦	甲	甲												
6.28.1	甲	甲	甲	㊦	甲	甲												
14					甲	甲	甲	㊦										
15					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	乙	乙	乙	㊦(S)△				
16					2	2	2	甲	甲	甲	甲	甲	S	甲	甲	甲	㊦	
17					甲	甲	甲	㊦										
18					2	2	2	甲	甲	甲	甲	甲	㊦					
19					甲	甲	甲	㊦										
20					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	甲	甲	㊦					
21					甲	甲	甲	㊦										
22					甲	甲	甲	㊦										
23									甲	甲	甲	甲	S					
24					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	甲	甲	S					
25					甲	甲	甲	㊦										
26					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	甲	甲	㊦	甲	甲			
27					2	2	2	甲	甲	甲	甲	甲	㊦					
28					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	乙	乙	乙	㊦(S)△				
29					甲	甲	甲	㊦			乙	乙	乙	㊦(S)△				
30					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	乙	乙	乙	㊦(S)△	甲	甲	甲	㊦
2.1					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	乙	乙	乙	㊦(S)△	乙	乙	乙	(S)
2					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	乙	乙	乙	㊦(S)△	乙	乙	乙	(S)
3					2	2	2	甲	甲	甲	甲	甲	㊦					
4					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	甲	甲	㊦					
5					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	2	2	2	乙	㊦(S)△	乙	乙	乙
6					甲	甲	甲	㊦	甲	甲	乙	乙	乙	㊦(S)△	乙	乙	乙	(S)
7					2	2	2	甲	甲	甲	乙	乙	乙	㊦(S)△	乙	乙	乙	(S)

道石山寺所の帳簿

天平宝字 6年	(A)		(B)		(C)		(D)		(E)		(F)		(G)		(F')		(G')	
	主	右	主	右	主	右	本文	位置	主	右	主	右	主	右	主	右	主	右
2. 8					2甲	2甲	甲	甲										
9							甲	甲										
10					2甲	2甲	甲	甲		2乙	2乙	乙	乙			甲		
11					甲	甲	甲	甲		乙	乙	乙	乙			甲		
12					甲	甲	甲	甲										
13					甲	甲	甲	甲				乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙
14							甲	甲								3甲		甲
15					甲	甲	甲	甲										
16					甲	甲	甲	甲										
17					甲	甲	甲	甲		乙		乙	乙	乙		甲		
18					甲	甲	甲	甲										
19					甲	甲	甲	甲		乙								
20					甲	甲	甲	甲		乙		乙	乙	乙		甲		
21					甲	甲	甲	甲				乙	乙	乙		甲		
22					甲	甲	甲	甲		乙						(以下欠失)		
23					甲	甲	甲	甲		乙		乙						
24					[22]甲	甲	甲	甲										
25					甲	甲	甲	甲		乙				乙	乙	乙		甲
26					甲	甲	甲	甲		乙		乙	乙	乙				甲
27					甲 甲 甲 * (S)		3甲	3甲	甲	甲								甲
28					(ここで終わりか)													
29					甲	甲	甲	甲		乙								
30					甲	甲	甲	甲		乙								
3. 1	6乙	3乙			甲	甲	甲	甲		乙	乙	乙						
2	[16]乙		乙 (S)Δ		甲	甲	甲	甲		乙	乙	乙						
3					甲	甲	甲	甲										
4					甲	甲	甲	甲				乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙
																雜材并松皮及 和炭用機 主 右 位置 甲 甲		



天平宝字 6年		(A)		(C)		(D)		(E)		(F)		(G)		(H)	
		主·右	位署	主·右	位署	本文	位署	主·右	位署	主·右	位署	主·右	位署	主·右	位署
3.5	6			甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 甲 甲	乙 〔4〕乙 乙 乙 甲	乙 乙 乙 乙 甲	2乙 乙	乙			2乙 乙	乙 (S)		
7				甲 甲 乙 乙 甲	甲 甲 乙 乙 甲		甲 甲 乙 乙 甲	乙 乙 乙 (S) <sup>△</sup>	乙 乙 乙 (S) <sup>△</sup>						
8		乙 甲 甲 甲	乙 (S) <sup>△</sup>	甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 甲	甲	甲	甲 甲 甲	甲 甲 甲						
9		乙 甲 甲 甲	乙 (S) <sup>△</sup>	甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 甲	乙	乙 S	乙 乙 乙	乙 乙 乙 (S)					乙 乙 乙 (S)	
10		甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 甲			甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲 (S)	甲 甲 甲	甲 (S)	甲 甲 甲	甲 (S)
11		甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲 〔10〕甲	甲 甲 S	乙 乙 乙	乙 乙 乙 (S)						
12				乙 甲 甲 甲	乙 甲 甲 甲	乙	乙 S	甲 甲 甲	甲 甲 甲			乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S)	乙	乙 (S)
13		甲 甲 甲	甲 (S)	甲 甲 甲	甲 甲 甲	乙 乙 乙 乙 甲 乙	乙 乙 乙 乙 甲 乙	K				乙 乙 乙	乙 (S)		
14				甲 2甲 甲	甲 2甲 甲					甲 甲 甲	甲 (S)	甲 甲 甲	甲 (S)		
15		甲 甲 甲	甲 (S)	甲 乙 甲 甲 甲	甲 甲 甲 甲 甲	乙 甲 甲	乙 甲 甲 S	甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲 (S) 甲 (S)				
16				甲 甲 甲	甲 甲 甲	乙	乙	乙 甲 甲	乙 甲 甲	乙 甲 甲	乙 (S) 乙 (S) 乙 (S)				
17		甲 甲 甲	甲 (S)	甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲	甲 (S)	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S) 乙 (S)			甲 甲 甲	甲 (S)
18				甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲	甲 S	甲 乙 甲	甲 乙 甲	甲 乙 甲	甲 (S) 甲 (S) 甲 (S)	甲 甲 甲	甲 (S)	甲 甲 甲	甲 (S)
19		甲 甲 甲	甲 (S)	甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲	甲 S	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S) 乙 (S)			甲 甲 甲	甲 (S)

造石山寺所の帳簿

天平宝字 6年		(A)			(C)			(D)		(E)			(F)		(G)			(H)							
主	右	位置	主	右	位置	本文	位置	主	右	位置	主	右	位置	主	右	位置	主	右	位置						
3.20	甲	甲	甲	Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ	乙	乙	K	乙	乙	乙	Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ						
21					甲	甲	甲	Ⓢ	甲	甲	S	2甲	2甲	甲	Ⓢ										
22	甲	甲	甲	*Ⓢ	乙	乙	乙	Ⓢ	乙	乙	S	甲	甲	甲	Ⓢ										
23	甲	甲	甲	*Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ	甲	甲	Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ										
24	甲	甲	甲	*Ⓢ	乙	乙	乙	Ⓢ	甲	甲	S	乙	乙	乙	S	甲	甲	甲	Ⓢ						
	甲	甲	甲	Ⓢ	2甲	2甲	甲	Ⓢ	乙	乙	S	甲	甲	甲	Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ						
25	2甲		甲	Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ	乙	乙	S	甲	甲	甲	Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ						
26	甲	甲	甲	Ⓢ	乙	乙	乙	Ⓢ	乙	乙	S	甲	甲	甲	Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ						
	2甲	2甲	甲	Ⓢ	乙	乙	乙	Ⓢ	[25]乙	乙	※	甲	甲	甲	Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ						
27					甲	甲	甲	Ⓢ				乙	乙		甲	甲	Ⓢ								
28					甲	甲	甲	Ⓢ	乙	乙	S	乙	乙	乙	S			乙	乙	乙	S				
					甲	甲	甲	Ⓢ				乙	乙	乙	S			乙	乙	乙	S				
29					甲	甲	甲	Ⓢ	乙	乙	S	乙	乙	乙	S			甲	甲	甲	Ⓢ				
30	甲	甲	甲	*Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ	乙	乙	S	2乙	2乙	乙	S			乙	乙	乙	(S)				
	甲	甲	甲	*Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ	乙	乙	S	2甲	2甲	乙	S			乙	乙	乙	(S)				
	甲	甲	甲	*Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ	甲	甲	S	乙	乙	乙	S			甲	甲	甲	Ⓢ				
4.1					甲	甲	甲	Ⓢ	乙	乙	S	乙	乙	乙	S			甲	甲	甲	Ⓢ				
2	甲	甲	甲	Ⓢ	甲	甲	甲	Ⓢ	甲			3乙	3乙	乙	S	甲	丙	丙	Ⓢ	乙	乙	乙	S		
3					甲	甲	甲	Ⓢ				甲	甲	甲	Ⓢ			甲	乙	乙	S				
4					甲	甲	甲	Ⓢ	乙	乙		乙	乙	乙	(S)			2乙	乙	乙	(S)				
5					丙	甲	甲	Ⓢ				乙	乙	乙	(K)			甲	甲	甲	Ⓢ				
					2丙	2丙	丙	Ⓢ				丙	丙	丙	Ⓢ			2丙	丙	丙	Ⓢ				
6					丙	乙	乙	Ⓢ	[2]丙	丙	K				丙	Ⓢ		丙	丙	丙	Ⓢ	丙	丙	丙	Ⓢ
7	甲	甲	甲	(K)△	丙	乙	乙	Ⓢ	乙	乙	K	丙	丙	丙	Ⓢ			2丙	丙	丙	Ⓢ				
					丙	丙	丙	Ⓢ	乙	乙								丙	丙	丙	Ⓢ				
8					丙	丙	丙	Ⓢ				丙	丙	丙	Ⓢ			2丙	丙	丙	Ⓢ				
9	甲	甲	甲	(K)△	丙	丙	丙	Ⓢ	乙	乙		丙	丙	丙	Ⓢ			2丙	丙	丙	Ⓢ				

(A')下 銭帳

主 右 位置

天平宝字 6年	(A)		(A')		(C)		(D)		(E)		(F)		(G)		(H)		
	主・右	位署	主・右	位署	主・右	位署	本文	位署	主・右	位署	主・右	位署	主・右	位署	主・右	位署	
4.10					3丙3丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟	丙 乙 乙 丙 〔7〕丙 〔8〕乙	丙 ㊟ 乙 乙 丙 乙 乙 *	丙 丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟	丙	㊟	丙 丙 2丙 丙 3丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟ 丙 ㊟	丙 丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟	
11	甲 甲	甲 ㊟△	丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟	丙 丙 丙 ㊟	丙 ㊟ 丙 ㊟	乙		丙 丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟	丙 丙	㊟					
12					2丙	丙 ㊟			丙 丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟			2丙 2丙 3丙	丙 ㊟ 丙 ㊟ 丙 ㊟	丙 丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟	
13	甲 甲	甲 ㊟△			2丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟	乙							3丙	丙 ㊟	6丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟
14			2丙 2丙	丙 ㊟ 丙 ㊟	2丙2丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟					3丙	丙 ㊟	6丙	丙 ㊟	丙 丙	丙 ㊟	
15	甲△甲△ 〔14〕2甲甲	甲 ㊟△	3丙	丙 ㊟	2丙	丙 ㊟	丙 乙 丙	丙 K					3丙	丙 ㊟	丙 丙	㊟	
16	甲 甲		丙 3丙	㊟ ㊟	丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟	丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 K	丙 丙 丙 丙	丙 ㊟ 丙 ㊟			4丙 4丙	丙 ㊟ 丙 ㊟			
18			丙		丙 丙 丙	㊟ ㊟											
19			2丙	㊟	2丙 丙	丙 ㊟	丙	㊟	丙 丙 2丙 丙		丙	㊟	3丙	丙 ㊟	丙	㊟	
20	甲	甲 ㊟△	2丙		2丙 丙 丙 ㊟	丙 ㊟					丙 2甲	㊟ 甲 K ㊟ 甲 K ㊟	2丙 丙	㊟ 甲 K ㊟	丙 2甲	㊟	
21			(ここで終わり)		丙 2甲2甲 甲 甲 甲 甲	甲 ㊟ 甲 ㊟ 甲 ㊟ 甲 ㊟	丙		丙		丙 甲	甲 K ㊟ 甲 K ㊟	丙 3甲	甲 K ㊟	丙 2甲	㊟	
22					甲 甲 甲 甲 甲 甲	甲 ㊟ 甲 ㊟ 甲 ㊟	甲	甲 SK	甲 甲 甲 甲 2甲2甲	甲 ㊟ 甲 K ㊟ 甲 ㊟	甲	甲 ㊟	甲 甲 甲 甲 甲 甲	甲 ㊟	2甲	㊟	
23					甲 甲 甲 甲 甲 甲	甲 ㊟ 甲 ㊟ 甲 ㊟			3甲2甲 甲 甲	甲 ㊟ 甲 K ㊟ 甲 ㊟			4甲		2甲		
24	甲	甲 ㊟ 甲 ㊟			2甲2甲 甲 甲 甲 甲	甲 ㊟ 甲 ㊟ 甲 ㊟			3甲 甲 2甲2甲	甲 ㊟ 甲 ㊟			3甲 3甲		甲 甲		
25	甲 甲 3甲2甲	甲 ㊟ 甲 ㊟ 甲 ㊟			甲 甲 甲 甲 甲 甲	甲 ㊟ 甲 ㊟ 甲 ㊟			甲 甲 甲 甲	甲 ㊟ 甲 ㊟	甲		4甲		甲		
26	甲 甲 乙 乙	乙 ㊟ 乙 ㊟			甲 甲 乙 乙 乙 乙	乙 ㊟ 乙 ㊟ 乙 ㊟					甲 甲	甲 ㊟					



山本幸男

天平宝字 6年		(A)		(C)		(D)		(E)		(F)		(G)		(H)		
主	右	主	右	主	右	本文	位置	主	右	主	右	主	右	主	右	
5.18				甲	甲											
19				甲	甲			甲	甲	甲	㊟					
20				甲	甲											
				甲	甲											
21				甲	甲											
22				甲	甲	甲	甲	S								
23				甲	甲	甲	甲	S	乙	乙	乙	(S)				
				甲	甲	乙	乙	S								
24				甲	甲	甲	甲									
				甲	甲	甲	甲									
25				2甲	2甲	甲	甲									
26				甲	甲	甲	甲									
27	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	S								
	甲	甲	甲													
28				甲												
29				2甲	甲	甲	甲									
6.1				甲	甲	甲	甲									
2	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲									
3				乙	乙	乙	乙	S	乙	乙	乙	S				
				甲	甲	甲	甲	S	乙	乙	乙	S				
4				甲	甲	甲	甲									
5	乙	乙	乙	丙	丙	丙	丙			乙	乙	㊟	乙	乙	㊟	
	乙	乙	乙							乙	乙	㊟	乙	乙	㊟	
6				丙	丙	丙	丙		丙	丙	丙	㊟カ	2丙	丙	㊟	
				丙	丙	丙	丙							丙	丙	
														2丙	2丙	
7				丙	丙	丙	丙		丙	丙	㊟	乙	乙	㊟	丙	丙
				丙	丙	丙	丙							2乙	2乙	乙
8	丙	丙	丙	2丙	2丙	丙	丙					3丙		㊟		
9				丙	丙	丙	丙		丙	丙	㊟			丙	丙	㊟
									丙	丙	㊟				丙	丙
10				丙	丙	丙	丙							2丙	丙	㊟
				2丙	2丙	丙	丙									
11	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙									
12				丙	丙	丙	丙		丙	丙	㊟			丙	丙	㊟
13	丙	丙	丙	2丙	2丙	丙	丙					丙				
14				3丙	3丙	丙	丙									
15				丙	丙	丙	丙									
16				丙	丙	丙	丙									
17				丙	丙	丙	丙									
18				丙	丙	丙	丙		丙		㊟		丙	丙	丙	㊟

造石山寺所の帳簿

天平宝字 6年		(A)		(C)		(D)		(E)		(F)		(G)		(H)	
主	右	主	右	主	右	本文	位置	主	右	主	右	主	右	主	右
6.19	3丙	3丙	丙	丙	丙			丙	丙	丙				2丙	丙
20	丙	丙	丙	丙	丙										
21				丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙					
22				甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲					
23				甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲			2甲	甲	甲
24				甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲			甲	甲	甲
25				甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲			甲	甲	甲
26	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲			甲	甲	甲
27	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲				丙	丙
28	2甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲				丙	丙
29	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲				甲	甲
30				甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲				甲	甲
7.1	甲	甲	甲	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙			2甲		
2				2乙	2乙	2乙	2乙	2乙	2乙	2乙					
3	甲	甲	甲	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙			乙	乙	乙
4	甲	甲	甲	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙			乙	乙	乙
5				甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲			2甲	甲	甲
6				2甲	2甲	2甲	2甲	2甲	2甲	2甲			2甲	甲	甲
				乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙				甲	甲
				乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙				甲	甲

天平宝字 6年	(A)		(C)		(D)		(E)		(F)		(G)		(H)	
7.7	主	右	位置	主	右	位置	本文	位置	主	右	位置	主	右	位置
7.7	甲 甲	甲 甲	甲 ⑤ 甲 ⑤	2乙 乙 甲 甲 甲	2乙 乙 甲 甲 甲	乙 ⑤ 乙 ⑤ 乙 ⑤ 乙 ⑤ 乙 ⑤	甲	S				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	甲 乙 ⑤ (S)	
8				2甲 2甲 2甲	2甲 2甲 2甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤			甲		⑤ ⑤	乙 乙 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	甲 甲 甲 ⑤	甲 甲 甲 ⑤
9				2甲 2甲 乙	2甲 2甲 甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤	乙 乙 乙	乙 S 乙 S 乙 S				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	乙 乙 乙 ⑤ (S) 乙 乙 乙 ⑤ (S) 乙 乙 乙 ⑤ (S)	
10				2甲 2甲 2甲	2甲 2甲 2甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤			甲 甲 甲	甲 ⑤	甲 ⑤	<input type="checkbox"/> 甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S)	甲 甲 甲 ⑤
11				2甲 2甲 乙	2甲 2甲 甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤			甲 甲 甲	甲 ⑤	甲 ⑤	甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S)	甲 甲 甲 ⑤
12				2甲 2甲 乙	2甲 2甲 甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤			甲 甲 甲	甲 ⑤	甲 ⑤	甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S)	甲 甲 甲 ⑤
13	乙 甲	乙 甲	乙 甲 ⑤	3甲 甲 甲	2甲 甲 甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤	乙 乙	乙 S 乙 S	甲 甲 甲	甲 ⑤	甲 ⑤	乙 乙 乙 乙 甲	乙 乙 乙 ⑤ (S) 乙 乙 乙 ⑤ (S) 乙 乙 乙 ⑤ (S)	
14				3甲 3甲 乙	3甲 3甲 甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤						乙 乙 乙 乙 甲	乙 乙 乙 ⑤ (S) 乙 乙 乙 ⑤ (S) 乙 乙 乙 ⑤ (S)	甲 甲
15				3乙 3乙 3乙 2甲	3乙 3乙 3乙 2甲	乙 ⑤ 乙 ⑤ 乙 ⑤ 甲 ⑤						甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S)	甲 甲 甲
16	甲 2甲	甲 2甲	甲 ⑤	2甲 2甲 2甲	2甲 2甲 2甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤	甲 甲	甲 S 甲 S 甲 S				甲 甲 甲 乙 甲 甲	甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S) 乙 甲 甲 ⑤ (S)	甲 甲 甲
17				2甲 2甲 2甲	2甲 2甲 2甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤					2甲	乙 乙 2甲 2甲	乙 乙 乙 ⑤ (S)	
18	甲 乙	甲 乙	甲 乙 ⑤	3甲 3甲 3甲	3甲 3甲 3甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤								甲
19				3甲 3甲 3甲	3甲 3甲 3甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤								甲
20	甲 甲	甲 甲	甲 ⑤	3甲 3甲 3甲	3甲 3甲 3甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤					甲 甲 ⑤ ⑤	甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S)	甲
21	甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤	2甲 2甲 2甲	2甲 2甲 2甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤	乙 乙	乙 S 乙 S				甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S)	甲
22	甲 甲 甲	甲 甲 甲	甲 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤	2甲 2甲 乙	2甲 2甲 乙	甲 ⑤ 甲 ⑤ 乙 ⑤			甲			甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 甲 ⑤ (S) 甲 甲 甲 ⑤ (S)	甲
23	甲 甲	甲 甲	甲 ⑤ 甲 ⑤	2乙 甲 甲	2乙 甲 甲	乙 ⑤ 甲 ⑤ 甲 ⑤	乙 甲	乙 S 乙 S 乙 S			甲			(10月1日まで 記事なし)
24				2甲 2甲	2甲 2甲	甲 ⑤ 甲 ⑤						乙 甲 甲 3乙 <input type="checkbox"/>	乙 甲 甲 ⑤ (S) 甲 ⑤	
25				2甲 2甲	2甲 2甲	甲 ⑤ 甲 ⑤	乙 乙 乙 乙 乙 乙	乙 S 乙 S 乙 S 乙 S						

(以下欠失)

造石山寺所の帳簿

天平宝字 6年	(A)		(C)		(D)		(F)		(G)	
6年	主・右	位置	主・右	位置	本文	位置	主・右	位置	主・右	位置
7. 26			2甲2甲	甲 (S)			3甲		乙 乙	
27	甲 甲 2乙2乙 甲 甲	乙 (S)	2甲2甲	甲 (S)			2甲		2甲2甲	(以下欠失)
28			乙 乙 乙 甲 2乙2乙	甲 (S) 乙 (S)	甲		甲			
29			乙 乙 乙 乙 乙 乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S) 乙 (S) 乙 (S)			甲			
8. 1			乙 乙 乙 乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S) 乙 (S)	甲	甲 S	甲			
2			乙 乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S)			甲			
3			乙 乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S)			甲			
4			乙 乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S)						(ここで終わり)
5			2乙2乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S)						
6			乙 乙 甲 甲	乙 (S) 甲 (S)						
7			甲 甲 甲 甲	甲 (S) 甲 (S)						
8	甲 甲 甲 甲 甲 甲	甲 (S) 甲 (S) 甲 (S)	2甲2甲 乙 乙	甲 (S) 乙 (S)						(1)米売儀銭用帳
9	乙 乙 2乙2乙 甲 甲	乙 (S) 乙 (S) 甲 (S)	2甲2甲 乙 乙	甲 (S) 乙 (S)			主・右 甲 甲	位置 甲 (S)		
10	甲 甲 甲 甲	甲 (S) 甲 (S)	乙 乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S)						(1)写経所食物用帳
11			乙 乙 乙 乙 乙 乙	乙 (S) 乙 (S) 乙 (S)						主・右 乙 乙
12			甲 甲	甲 (S)			乙 乙 乙 乙	乙 (S)(K)		
13			甲 甲	甲 (S)						乙 乙 甲 甲
14										乙 (S)(K) 甲 (S)(K)
15							甲 甲 甲 甲	甲 (S) 甲 (S)		
16							甲 甲 甲 甲	甲 (S) 甲 (S)		
17							甲 甲 甲 甲	甲 (S) 甲 (S)		
18							丙 丙 丙 丙	丙 (S) 丙 (S)		
19	甲 甲 甲 甲	甲 (S) 甲 (S)	甲 甲 甲 甲	甲 (S) 甲 (S)						
20							丙 丙 丙 丙	丙 (S) 丙 (S)		
21							丙 丙 丙 丙	丙 (S) 丙 (S)		
22							丙 丙	丙 (S)		

天平宝字 6年	(A)		(C)		(D)		(I)		(J)	
6年	主・右	位置	主・右	位置	本文	位置	主・右	位置	主・右	位置
8. 23	丙カ丙	丙 (K)	甲 甲 甲 甲	甲 (S)カ					丙 丙 丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
24								丙 丙	丙 (S)	丙 丙 丙 丙
25								丙 丙	丙 (S)	丙 丙 丙 丙
26								丙 丙	丙 (S)	丙 丙 丙 丙
27							丙 丙	丙 (S)	丙 丙	丙 丙 丙 丙
28							丙 丙	丙 (S)	丙 丙	丙 丙 丙 丙
29									丙 丙	丙 丙 丙 丙
9. 1							丙 丙	丙 (S)	丙 丙	丙 丙 丙 丙
2							丙 丙	丙 (S)	丙 丙	丙 丙 丙 丙
3									乙 乙	乙 (S)(K)
4									丙 丙	丙 (S)
5	丙 丙 丙 丙	丙 (K) 丙 (K)							丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
6									丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
7									丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
8									丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
9							丙 丙	丙 (K)	丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
10									乙 乙	乙 (S)(K)
11									丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
12									丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
13									丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
14							丙 丙	K	丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
15							乙 乙	(K)	丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
16									丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
17									丙 丙	丙 (S) 丙 (S)
18									甲 甲	甲 (S) 甲 (S)
19	甲								甲 甲	甲 (S) 甲 (S)
22									甲 甲	甲 (S) 甲 (S)
23									甲 甲	甲 (S) 甲 (S)
24									甲 甲 乙 乙	甲 (S) 乙 (S)
25									乙 乙	乙 (S) 乙 (S)



